

東京都市計画都市再生特別地区の変更（東京都決定）

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生特別地区 (虎ノ門二丁目地区)	約 2.9ha	—	100/10 (注 1) ただし、45/100以上を国際医療施設、業務・生活支援施設、災害時治療・収容施設及びこれらに付随する施設の用途とする。	40/10	8/10 (注 2)	400 m ²	高層部 A : GL+180m 高層部 B : GL+100m 低層部 : GL+20m (注 3) ※高さの基準となる GL は T.P.+10.2m とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りではない。 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの (2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇及び落下防止柵その他これらに類するもの (3) 建築物の出入口の上部に位置する庇の部分 (4) 給排気施設の部分	1 中水道施設の用に供する部分は、200 m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注 1) 2 コージェネレーション設備の用に供する部分は、1,100 m ² を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注 1) 3 建築基準法第 53 条第 5 項第一号に該当する建築物にあっては、2/10 を加えた数値とする。(注 2) 4 建築基準法第 2 条第 1 項第一号に該当する建築物以外の工作物については除く。(注 3) 5 別添図のとおり歩行者デッキ及び道路整備等を行う。

その他の既決定の地区	面積	位置
都市再生特別地区(大崎駅西口E東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
都市再生特別地区(大崎駅西口A地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内1-1地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(西新宿一丁目7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区(丸の内2-1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目6地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 0.9 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目21地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目9地区)	約 2.2 ha	千代田区神田駿河台三丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目16地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内二丁目7地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目3地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目12地区)	約 1.0 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	千代田区神田駿河台四丁目地内
都市再生特別地区(京橋三丁目1地区)	約 1.3 ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(丸の内一丁目1-12地区)	約 1.3 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(銀座六丁目10地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目地内
都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約 4.8 ha	中央区日本橋二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目1地区)	約 2.4 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(渋谷駅地区)	約 4.9 ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷三丁目21地区)	約 1.0 ha	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内
都市再生特別地区(日比谷地区)	約 1.4 ha	千代田区有楽町一丁目地内
小計	約 64.9 ha	
今回同時に変更する地区		
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区) ※本件	約 2.9 ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
合計	約 70.4 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

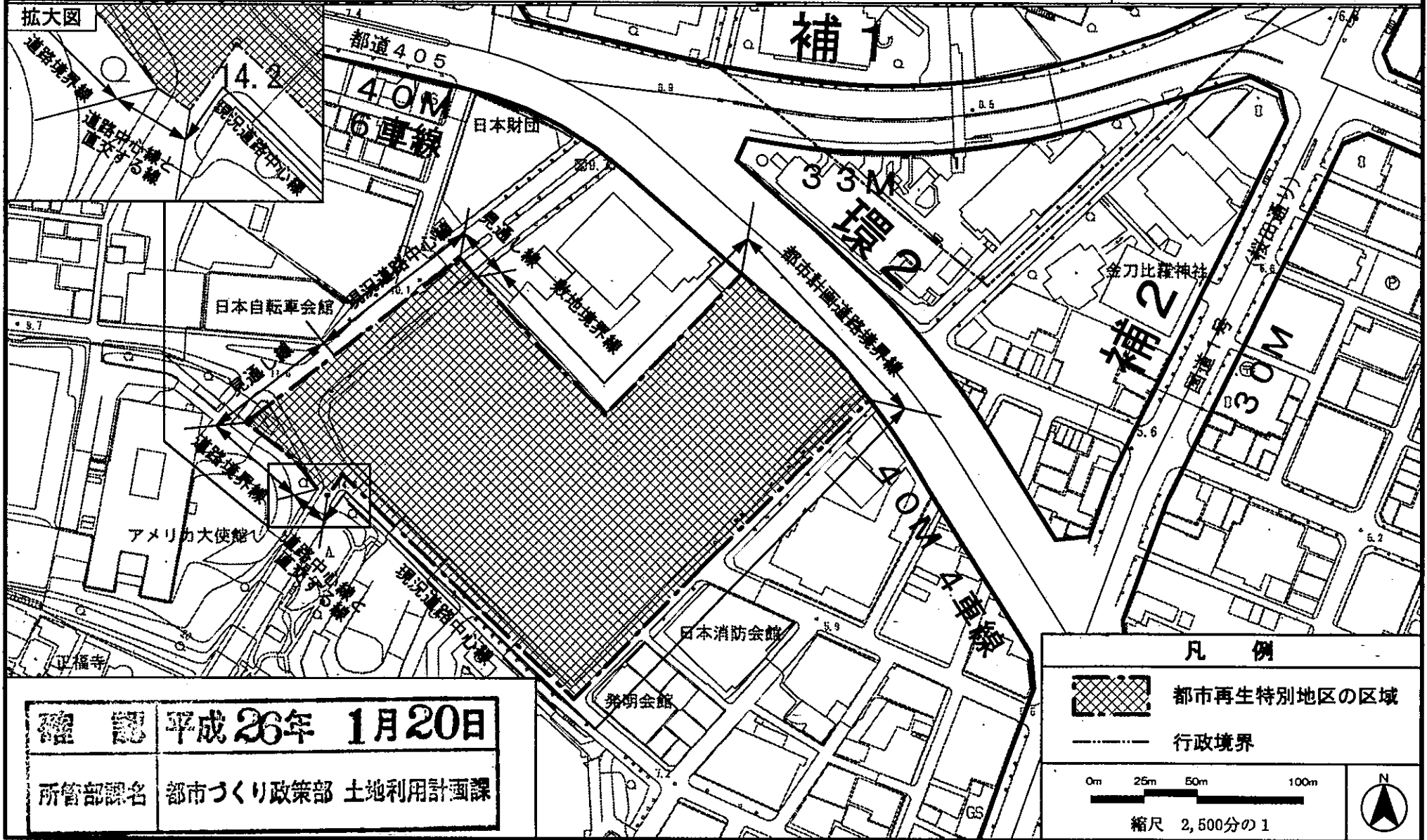
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

東京都市計画都市再生特別地区

虎ノ門二丁目地区

計画図 1

[東京都決定]



承認 平成26年 1月20日

所管部課名 都市づくり政策部 土地利用計画課

凡例

- 都市再生特別地区の区域
- 行政境界

0m 25m 50m 100m

縮尺 2,500分の1

この地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（25都市基交第270号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都都市計画都市高速鉄道網図（1/2,500）を利用して作成したものである。（承認番号）25都市基交第258号
 この地図は、東京都縮尺 1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）25都市基街測第153号、平成25年10月30日

東京都計画都市再生特別地区

虎ノ門二丁目地区

計画図 2

[東京都決定]



凡例

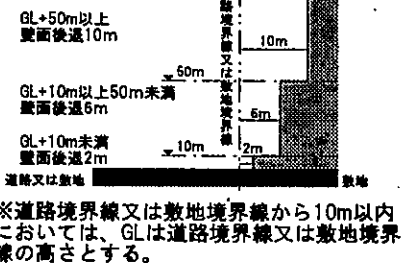
- 都市再生特別地区の区域
- 行政境界

- 高層部A (180m以下とする)
- 高層部B (100m以下とする)
- 低層部 (20m以下とする)

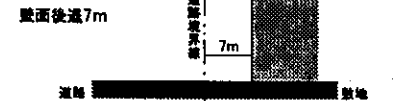
※高さの基準点は、以下の通りとする。
● T.P.+10.2m

建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限範囲

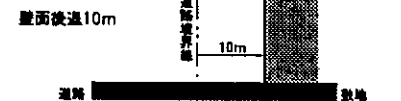
1号壁面



2号壁面



3号壁面



0m 25m 50m 100m

縮尺 2,500分の1



認 平成26年 1月20日

所管部 都市づくり政策部 土地利用計画課

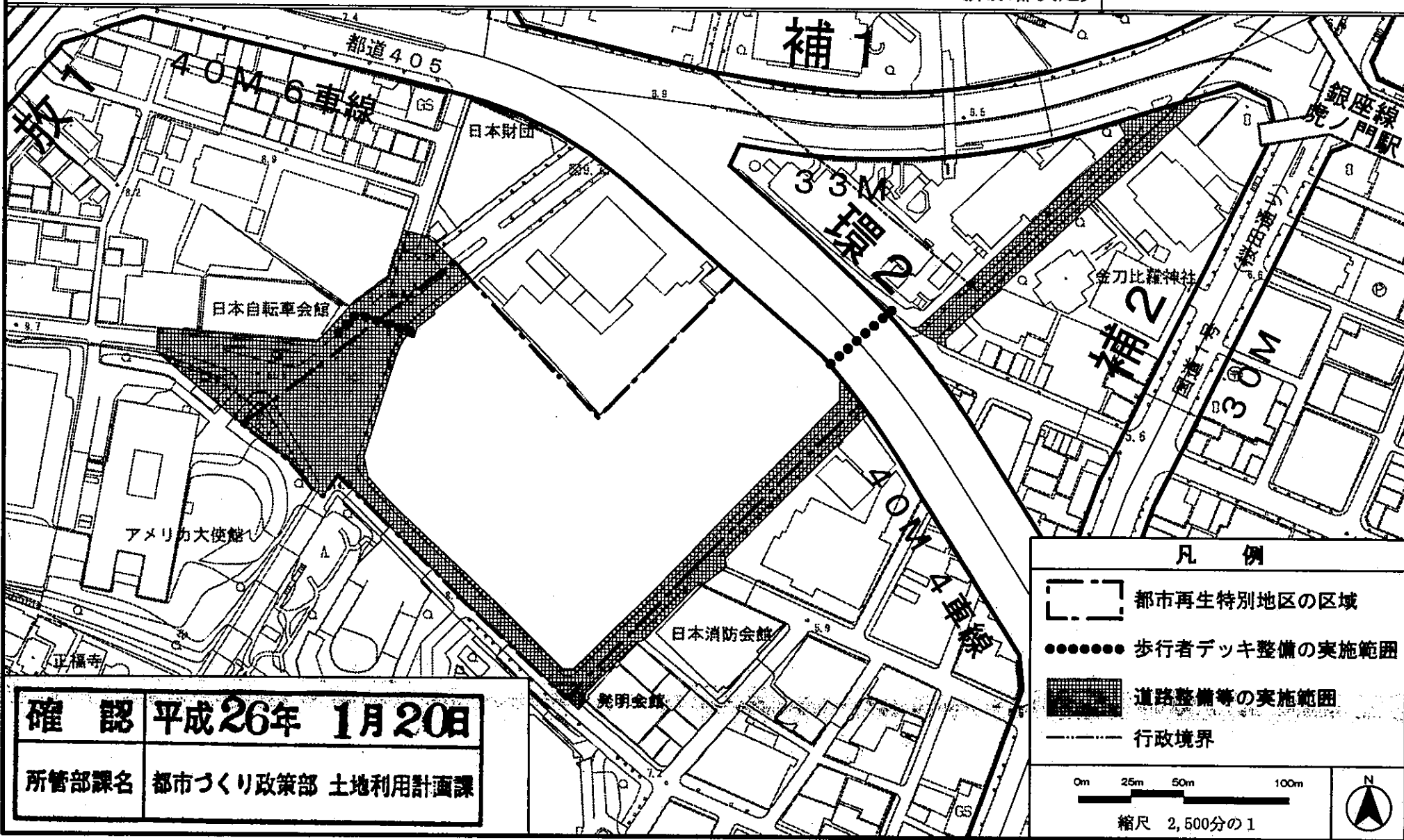
この地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（25都市基交第270号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都都市計画都市高速鉄道網図（1/2,500）を利用して作成したものである。（承認番号）25都市基交第258号
この地図は、東京都縮尺 1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）25都市基街測第153号、平成25年10月30日

東京都市計画都市再生特別地区

虎ノ門二丁目地区

別添図

[東京都決定]



確認 平成26年 1月20日

所管部課名 都市づくり政策部 土地利用計画課

凡例

- 都市再生特別地区の区域
- 歩行者デッキ整備の実施範囲
- 道路整備等の実施範囲
- 行政境界

0m 25m 50m 100m

縮尺 2,500分の1

この地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（25都市基交第270号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都都市計画都市高速鉄道網図（1/2,500）を利用して作成したものである。（承認番号）25都市基交第258号
 この地図は、東京都縮尺 1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）25都市基街測第153号、平成25年10月30日